

令和6年度第2回福岡市こども・子育て審議会

会 議 録

日時 令和6年11月29日（金）10時00分

場所 TKP ガーデンシティ PREMIUM
天神スカイホール メインホールB

令和6年度 第2回福岡市こども・子育て審議会

〔令和6年11月29日（金）〕

開 会

開会

（事務局）

皆様おはようございます。定刻となりましたので始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまより、令和6年度第2回福岡市こども・子育て審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当いたします、こども未来局こども政策部長でございます。よろしくお願いいたします。着座にて進行させていただきます。

本日はオンラインを併用しての会議となっております。恐れ入りますが、ご発言の際にはオンライン参加の委員の皆様にも伝わるよう、お名前をお願いいたします。

本審議会につきましては、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第3項の規定により、委員の2分の1以上の出席が必要でございます。本日は、委員31名のうち25名にご出席をいただいておりますので、会議が成立しますことをご報告いたします。

また、福岡市情報公開条例に基づき、本日の会議は公開にて開催させていただきます。

なお、本日は大森委員、山下委員がオンラインでのご参加、池本委員、古賀委員、白川委員、中山委員、松本みほ委員、柳委員がご欠席となっております。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。

会議次第、委員名簿、会場の座席図、議題に関する資料といたしまして資料1「第6次福岡市子ども総合計画（原案）」、資料2-1「第5次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価について」、資料2-2「第5次福岡市子ども総合計画」の施策別進捗状況・自己評価一覧」、資料2-3「第5次福岡市子ども総合計画」の施策別進捗状況・自己評価（個票）」、資料2-4「第5次福岡市子ども総合計画」における関連指標の状況」、資料3「教育・保育施設等認可・確認専門部会委員の指名について（提案）」、資料4「専門部会の開催状況について」、参考資料1「第6次子ども総合計画の成果指標について」をお配りしております。また、参考として、第5次福岡市子ども総合計画の冊子に加え、昨年度、本市で実施いたしました子ども・子育て支援に関するニーズ調査と青少年の意識行動調査の報告書冊子もお手元にご用意しております。以上、資料が多く大変恐縮ですが、不足等ありましたら事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは開会にあたりまして、こども未来局長よりご挨拶を申し上げます。

（事務局）

改めまして皆様おはようございます。こども未来局長でございます。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、日頃より子どもたちの健やかな成長のために、様々な分野でご尽力をいただいていること、改めて感謝を申し上げます。

第6次子ども総合計画の検討にあたり、皆様方には多大なるご協力をいただきましたことを重ねて厚くお礼を申し上げます。

本日は、計画原案についてご審議をいただくわけですが、委員の皆様方からの忌憚のないご意見をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議題

(事務局)

それでは、福岡市子ども・子育て審議会条例第6条第1項の規定に基づきまして、ここからの会議の進行は委員長をお願いいたします。

(委員長)

はい、皆様おはようございます。今日もよろしくお願いいたします。進行をさせていただきたいと思っております。着座にて失礼いたします。

では、議事に入らせていただきます。議題のところをご覧ください。議題(1)「第6次福岡市子ども総合計画(原案)について」、議題(2)「第5次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価について」、議題(3)「教育・保育施設等認可・確認専門部会委員の指名について」でございます。

約2時間ですが、円滑に議事を進行してまいりたいと思っております。限られた時間で多くの皆様にご発言いただきたいと思いますので、ご質問やご意見はできる限り、簡潔にご発言いただきまして、事務局からの説明についても、分かりやすく簡潔にお願いします。

それでは、議題(1)と議題(2)を合わせて審議してまいりたいと思っておりますので、事務局より一括して説明をお願いいたします。

(事務局)

子ども政策課長でございます。第6次福岡市子ども総合計画の原案について、ご説明いたします。着座にて説明させていただきます。

お手元の資料1をお願いいたします。表紙をめくっていただきますと、目次を掲載しておりますが、全体構成として、「第1章 計画総論」と「第2章 計画各論」、それから裏面に記載のとおり、「巻末資料」として、本審議会を含む計画の検討経過をお示ししております。

130ページの資料でございますので、本日は、要点を絞ってご説明いたします。

3ページをお願いいたします。計画策定の趣旨でございますが、2つ目の○に記載のとおり、子育てに不安や負担を感じる保護者の増加や、子育てにかかる支援ニーズの増加・多様化、子どもや若者が抱える悩みの多様化・複雑化などの課題に対応し、きめ細かな支援を行う必要があることに加えまして、3つ目と4つ目の○に記載のとおり、子ども基本法の施行や少子化の進行など社会環境の変化も踏まえながら、効果的な施策を総合的・計画的に推進していくために、第6次計画を策定いたします。

4 ページをお願いいたします。計画の位置付けでございます。素案からの変更点として、2 つ目の○の、下から 2 つ目でございますが、いわゆる成育基本法を踏まえた母子保健を含む成育医療等に関する計画としての位置付けを加えたいと考えております。また、下に関連計画との関係性を示す図を追加しております。

5 ページの計画期間と計画の対象は、素案から変更ございません。

6 ページから 10 ページは、これまでの経過として、国と福岡市の動きを記載するとともに、11 ページには、2000 年に市が最初の子ども総合計画を策定してからの動きを図でお示ししておりますので、ご参照ください。

12 ページをお願いいたします。第 5 次計画の振り返りを追加しております。上から 3 つ目の○に記載のとおり、第 5 次計画を策定した直後からコロナが流行し、保育所等の臨時休園や学校の臨時休校、子育て支援施設の臨時休業など、市民生活に大きな影響が生じましたが、オンラインによる支援など、感染拡大の状況に応じて柔軟に対応しながら、ニーズなどを踏まえ、子育て支援サービスを拡充してまいりました。

12 ページの下から 13 ページにかけまして、第 5 次計画の 3 つの基本目標ごとに、主な取組みを記載しておりますが、素案で施策ごとにお示した内容と重複しますので、説明は省略させていただきます。

14 ページをお願いいたします。社会環境の変化等として、こども基本法の施行と、国の少子化への対応について記載しておりますので、ご参照ください。

15 ページをお願いいたします。第 5 次計画の総合的な成果指標でございます「子育て環境満足度」について、中ほどのグラフで推移をお示ししております。これまでの取組みの結果、当初の 48.2 パーセントから徐々に上昇し、2018 年度からは 70 パーセント台で推移しておりましたが、コロナの影響などにより、2021 年度に 67 パーセントと大きく低下しました。その後は再び上昇に転じ、直近実績でございます 2023 年度は 70.9 パーセントとなっておりますが、目標値である 75 パーセントには到達しておりません。

なお、その下に参考値として、子育てを楽しいと感じる保護者の割合をお示ししておりますが、乳幼児の保護者、小学生の保護者ともに増加し、いずれも 90 パーセント超となっております、第 5 次計画の方向性に沿った取組みが一定評価されているものと認識しております。

16 ページをお願いいたします。ここから 19 ページにかけまして、3 つの基本目標ごとの成果指標の状況をお示ししております。詳細の説明は省略させていただきますが、令和 5 年度時点で既に目標を達成したのもあれば、総合的な成果指標と同様に、コロナの影響を大きく受けたと考えられるものもございます。第 5 次計画の最終年度である今年度末まで、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

20 ページをお願いいたします。素案でもお示ししておりましたが、ここから 27 ページにかけまして、福岡市の人口動態などに関するグラフや表をお示ししております。

28 ページをお願いいたします。ここから、第 6 次計画の基本的な考え方でございます。素案でご説明のとおり、「すべての子どもが夢を描けるまちをめざして」という基本理念の下、子ども一人ひとりが未来を創るかけがえのない存在であり、大人とともに現在の社会を構成する一員として、

それぞれの権利や多様性が尊重され、安全で安心して過ごせる環境の中で、自己肯定感を高め、豊かな人間性や主体性、創造性、社会性を育み、将来に夢を描きながら、様々なことにチャレンジできるまちをめざします。また、誰もが安心して子どもを生み育てられるとともに、すべての子どもが身体的・精神的・社会的に幸せな状態で、自分らしく健やかに成長できるよう、社会全体で子どもと子育て家庭を支えるまちをめざします。

その下に総合的な成果指標をお示ししておりますが、ご説明の前に、第6次計画における成果指標全体の考え方を別紙でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、お手元の「参考資料1」をご参照ください。

上段に、第5次計画の指標体系をお示ししておりますが、基本理念に対応する総合的な成果指標と、基本目標・施策に対応する成果指標、それから各施策にぶら下がる事業に対応する事業目標と、3段階の指標等を掲げておまして、括弧書きで記載のとおり、計画の改定に合わせ、内容を充実してきた経緯がございます。

第6次計画では、現計画の体系を踏襲しつつ、内容の充実を図りたいと考えております。具体的には、表でお示しのとおり、総合的な成果指標について、第5次計画は、子育て環境満足度という保護者の視点のみで設定しておりましたところ、こども基本法の趣旨などを踏まえ、新たに子どもの視点を加えたいと考えております。

基本目標・施策に対応する成果指標につきましては、現在、基本目標と施策を一体として捉え、その下に複数の成果指標を設定しておりますが、施策によっては指標との関係性が分かりづらいものもございますので、より分かりやすくするとともに、効果的に進捗管理を行う観点から、施策ごとに成果指標を設定したいと考えております。

恐れ入りますが、資料1の28ページへお戻りください。こうした考え方のもと、第6次計画の総合的な成果指標につきましては、子どもの視点による指標として、将来の夢や希望を持っている子どもの割合、普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがあると回答した子どもの割合について、現状値からの増加を目標に掲げたいと考えております。

また、保護者の視点による指標として、福岡市が子育てしやすいまちだと感じる高校生以下の子を持つ保護者の割合、子育てが楽しいと感じる乳幼児保護者の割合について、現状値からの増加を掲げるとともに、子育てに不安や負担があると感じる乳幼児保護者の割合について、現状値からの減少を掲げたいと考えております。

29ページの基本的視点につきましては、視点そのものは変更ございませんが、視点4の文中にDXの推進を追加するとともに、ページの下に注釈を追加しております。

30ページの基本目標につきましては、素案からの変更等はございません。

31ページは、計画の進捗管理として、全体の流れを分かりやすくお示しするため、下に図表を追加しております。

計画総論は以上で、33ページからは計画各論でございます。35ページに施策体系を掲載しておりますが、素案でもお示ししたとおり、4つの基本目標の下に、全12の施策を掲げ、総合的に推進してまいります。

36ページをお願いいたします。ここから各施策の内容でございますが、まず、全体の構成について

て、ご説明いたします。ページの左側に「第5次計画における主な取組み」、「現状と課題」、それを踏まえた「施策の方向性」をお示しし、右側にエビデンスとなる関連データなどをお示ししております。ここまでの構成は素案から変更ありませんが、記載内容を充実しております。

次ページ以降には、主な取組みと今年度の関連事業を表でお示し、その後ろに施策の方向性を踏まえた成果指標と、主な関連事業の事業目標をお示ししております。なお、主な取組み等は、あくまで現時点の内容でございまして、計画期間中は、施策の進捗状況や審議会のご意見などを踏まえながら、計画で掲げる「施策の方向性」に沿った新たな取組みも含め、検討してまいります。

また、施策によっては、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の量の見込や教育・保育の量の見込みと確保方策を掲載しているものもございしますが、基本的に事業の実施や確保量につきましては、毎年の予算編成で直近の状況も踏まえ検討し、議会の議決を経て決定してまいります。

構成は以上でございまして、各施策の内容につきまして、本日は要点として、施策の方向性と成果指標を中心にご説明いたしますので、主な取組み等につきましては、適宜、ご参照ください。

36 ページにお戻りいただき、施策1「子どもの権利の尊重と意見表明支援」でございまして。1番下、施策の方向性にお示しのとおり、子ども一人ひとりが自分らしく健やかに成長していくための基盤として、子どもの権利の尊重にかかる理解促進や、普及・啓発に取り組むとともに、子どもアドボカシーを推進し、様々な場面における子どもの意見表明を支援してまいります。

39 ページをお願いいたします。施策1の成果指標として、子どもの権利条約を知っている子どもの割合、自分の意見が大切にされていないように感じるものがよくあると回答した子どもの割合、子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合の3つを掲げております。

40 ページをお願いいたします。施策2「社会全体で子育てを応援する環境づくり」でございまして。施策の方向性にお示しのとおり、多様な価値観や考え方を尊重したうえで、若者が出産や子育てに明るい展望を持つことができるよう、社会全体で子ども・子育てを応援する機運の醸成に取り組むとともに、仕事と子育ての両立に向けた環境づくりや、子育てを支援するまちづくり、子どもの安全を守る取組みを推進いたします。

46 ページをお願いいたします。施策2の成果指標として、子どもと子育て家庭が社会に見守られ、安心して出産・子育てができると感じる市民の割合、男女の固定的な役割分担意識の解消度を掲げております。

48 ページをお願いいたします。施策3「妊娠前からの支援と親子の心と体の健康づくり」でございまして。施策の方向性にお示しのとおり、妊娠・出産・子育てについて早い段階から考えるきっかけづくりとして、プレコンセプションケアの推進を図るとともに、子どもを望む人が希望を叶えられるよう、不妊や不育に関する支援に取り組んでまいります。また、心身のケアや育児サポートなど、産前・産後の支援を行うとともに、親子の健康づくりなどに取り組んでまいります。

54 ページをお願いいたします。施策3の成果指標として、4か月児健診時のアンケート調査において、育児に心配がある保護者の割合、育児は疲れると答えた保護者の割合、育児は楽しいと答えた保護者の割合を掲げております。

56 ページをお願いいたします。施策4「幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応」でござ

います。施策の方向性にお示しのとおり、保護者のニーズに応じた支援を実施するため、教育・保育の提供や質の向上、多様な保育サービスの充実に取り組んでまいります。また、関係機関とも連携を図りながら、それらを支える人材の確保に取り組んでまいります。

61 ページをお願いいたします。施策4の成果指標として、待機児童数、福岡市における保育士の平均勤続年数を掲げております。

64 ページをお願いいたします。施策5「相談支援体制と情報提供の充実」でございます。施策の方向性にお示しのとおり、妊婦や保護者が抱える不安や悩みの早期発見・早期解消に向けて、身近な相談窓口や交流・学びの場の充実に図るとともに、地域で子どもを育む環境づくりを進めてまいります。また、支援を確実に届ける観点から、情報提供の充実に取り組んでまいります。

68 ページをお願いいたします。施策5の成果指標として、子育てについて気軽に相談できる人・場所がある乳幼児保護者の割合を掲げております。

70 ページをお願いいたします。施策6「子どもの様々な学び・体験機会の提供」でございます。施策の方向性にお示しのとおり、子どもが将来に夢や希望を持ちながら、次代を担う人材として健やかに成長していけるよう、自己形成や社会的自立に向けた取組みを推進するとともに、様々な体験機会の充実に図るほか、健やかな心身の育成に取り組んでまいります。

77 ページをお願いいたします。施策6の成果指標として、子どもや若者が様々な体験をしながら、次代を担う人材として成長できると感じる高校生以下の子どもがいる世帯の割合を掲げております。

78 ページをお願いいたします。施策7「子ども・若者が安心して過ごせる場づくり」でございます。施策の方向性にお示しのとおり、小学生が放課後などに安全に過ごせる居場所や、中高生が気軽に立ち寄り自由に過ごせる居場所の充実に図ってまいります。また、子どもたちが安全に遊び、活動できる場づくりを進めるとともに、非行防止・健全育成活動を推進してまいります。

83 ページをお願いいたします。施策7の成果指標として、自分はひとりぼっちだと感じる子ども・若者の割合を掲げております。

84 ページをお願いいたします。施策8「悩みや問題を抱える子ども・若者の支援」でございます。施策の方向性にお示しのとおり、様々な悩みや問題を抱える子ども・若者を支援するため、総合的な支援・連携体制を強化するとともに、いじめの防止や対応、不登校の児童生徒の支援、ひきこもり・無業の状態にある若者などの社会参加、自立・就労の支援に取り組んでまいります。

89 ページをお願いいたします。施策8の成果指標として、悩みや心配ごとを「誰にも相談したくない」と答えた子ども・若者の割合、困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できていると答えた児童生徒の割合を掲げております。

90 ページをお願いいたします。施策9「障がいのある子どもや発達が気になる子どもの支援」でございます。施策の方向性にお示しのとおり、障がいのある子どもや発達が気になる子どもが、自分らしく健やかに成長していけるよう、障がいの早期発見と療育・支援体制の充実に取り組んでまいります。また、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の推進や放課後等の支援の充実に取り組むほか、発達障がい児への一貫した支援を実施してまいります。さらに、インクルーシブな社会の実現に向け、障がいに対する理解促進や自立・社会参加に向けた支援に取り組んでまいります。

96 ページをお願いいたします。施策 9 の成果指標として、療育センター等における支援件数を掲げております。

98 ページをお願いいたします。施策 10 「児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実」でございます。施策の方向性にお示しのとおり、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応のため、アウトリーチ型支援や在宅支援などの充実を図るとともに、身近な相談支援体制の充実や関係機関の連携強化に取り組んでまいります。また、家庭養育優先の原則に基づき、親子関係の再構築支援や里親養育の推進に取り組むほか、家庭復帰が困難な子どもについて、養子縁組の推進・支援を実施してまいります。さらに、里親や児童養護施設等から措置解除となる子ども・若者の自立支援の充実を図ってまいります。

105 ページをお願いいたします。施策 10 の成果指標として、体罰をすることがあると回答した保護者の割合、里親等委託率を掲げております。

106 ページをお願いいたします。施策 11 「ひとり親家庭など様々な環境で育つ子どもの支援」でございます。施策の方向性にお示しのとおり、厳しい経済状況にあるひとり親家庭に対し、生活の支援や就業・自立に向けた支援を行うほか、ヤングケアラーの早期発見や切れ目のない支援に取り組んでまいります。また、外国にルーツを持つ子どもや性的マイノリティの子どもについて、それぞれの状況やニーズに応じた支援に取り組んでまいります。

112 ページをお願いいたします。施策 11 の成果指標として、ひとり親家庭の親の就業率、離婚によってひとり親家庭となった世帯のうち、離婚した相手から養育費を受け取っていない世帯の割合を掲げております。

114 ページをお願いいたします。施策 12 「子どもの貧困対策の推進」でございます。施策の方向性にお示しのとおり、すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援など、子どもの貧困対策を総合的に推進してまいります。また、支援が着実に届くよう、アウトリーチ型支援の充実等を図るとともに、地域や関係機関などとの連携強化に取り組んでまいります。

119 ページをお願いいたします。施策 12 の成果指標として、生活保護世帯に属する子どもの進学率、子育ての悩み等について「相談相手がない」と答えた、収入 300 万円未満の世帯の保護者の割合を掲げております。

資料 1 の説明は以上でございまして、今後の進め方でございますが、本原案につきまして、12 月の市議会にご報告し、審議会及び議会のご意見を反映した後、12 月から 1 月にかけて、パブリック・コメントを実施し、市民の皆様から広くご意見をいただくこととしております。その後、来年 2 月頃の審議会で、計画の最終案についてご審議をいただき、審議会からの答申をいただいたうえで、年度末に策定する予定としております。

続きまして、お手元の資料 2-1 をお願いいたします。「第 5 次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価でございます。

点検・評価の考え方につきましては、第 6 次計画原案に記載しておりました、計画の進捗管理の内容と同じでございます。点検・評価を行う項目は、第 5 次計画の 3 つの基本目標の下に掲げる「施

策」単位で実施することとしております。

資料の裏面をご覧ください。点検・評価の視点でございます。施策ごとの進捗状況などを踏まえ、記載の考え方にに基づき、「順調」「おおむね順調」「やや遅れている」「遅れている」の4段階で点検・評価を行うこととしております。

お手元の資料2-2をお願いいたします。「福岡市第5次計画の施策別進捗状況・自己評価一覧」でございます。

左から、施策の概要、令和5年度までの施策の進捗状況、自己評価を掲載しております。なお、進捗状況につきましては、第6次計画原案の各施策に記載した、第5次計画における主な取組みと重複しますので、説明は省略させていただきます。

自己評価でございますが、施策1「母と子の心と体の健康づくり」につきましては、成果指標をいずれも達成しておりますので、順調とさせていただきます。それ以外の施策につきましては、進捗状況を個別に確認いたしましたところ、第5次計画の振り返りでご説明しましたとおり、既に目標を達成できた項目もあれば、コロナの影響などもあり目標に達していない項目もございます。それぞれの施策の進捗などを総合的に踏まえた結果、すべておおむね順調とさせていただきますが、計画の最終年度でございます今年度末まで、目標に達していない項目については、目標を達成できるよう、しっかりと取り組んでまいります。説明は以上でございます。

(委員長)

はい、ありがとうございました。では、説明がありました議題(1)と議題(2)について、皆様からご意見を賜りたいと思います。どなたかございますか。

(委員)

施策12「子どもの貧困対策の推進」について意見を申し上げたいと思っておりますが、その前の施策11の指標と重ねて、お伝えしなければいけないと思っております。119ページの成果指標ですが、子どもの貧困対策で、「生活保護世帯に属する子どもの進学率」と「子育ての悩み等について「相談相手がいない」と答えた収入300万円未満の保護者の割合」を設定すると書いてありますが、子どもの貧困は子どもが単独で貧しいということではなく、家庭の経済状況だろうと思えます。そのほかにいろいろ示していただいている数値からも、ひとり親世帯が経済的にやや困窮していることが多く、父子家庭よりも母子家庭ということが明らかに示されていますので、養育費の支援のようなものが入ってきたほうが良いと思えました。

また、112ページにある成果指標には、「離婚によってひとり親となった世帯のうち、離婚した相手から養育費を受け取っていない世帯の割合」が減ることが目標と書いてありますが、この計画を市民の方がご覧になったときに、子どもの貧困対策として少し弱く見えてしまい、保護者、家庭の経済状況が上向きように福岡市は頑張らないのかと思われるのではないかと感じました。

端的に申し上げますと、112ページの施策11の成果指標は施策12に再掲できないのかということです。施策11と施策12は重なるところが大きいと思っております。もしかすると、第6次計画でということではないですけど、今後一緒にしていくようなこともあると思っております。

子どもの貧困という問題に対して、すごく心を痛めている市民の方は大変多いと思っているので、そこで福岡市が何をやるのか、119 ページだけを見たときに誤解が生じないかと、事業目標を再掲しているものがあるので、それであれば、成果指標も再掲を考えた方が良いのではないかと思います。

少し別の話にはなりますが、総合計画審議会に出させていただいて、子どもの貧困に対して、実施計画に複数の指標を設定した方が良いのではないかという意見を申し上げました。そこの兼ね合いもあって、子ども貧困対策の成果指標については、施策 11 との重なりを見ながらですが、強く実施しないといけないと思われるものについては再掲するぐらいの勢いで考えていただけたらと思っています。

(委員長)

ありがとうございます。事業目標に再掲はあるものの、成果指標に再掲がないので、施策 11 と施策 12 の本質的な課題のオーバーラップを考えると、再掲も考慮して市民に強いメッセージ性のある計画の組立てという工夫も必要ではないかというご意見でしたけれども、いかがでしょうか。事務局から何かございますか。

(事務局)

はい、ご意見ありがとうございます。第 6 次計画では全 12 の施策を掲げておりますけれども、ご指摘のとおり、施策間で相互関係があるものも多数ございまして、特に施策 11 と施策 12 につきましては密接に関わる部分もあると思いますので、検討させていただきます。

(委員長)

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。では、委員お願いします。

(委員)

計画の中に子どもの権利条約という言葉が入ったことは非常に良かったと思っています。その上で 3 点ほど述べさせていただきたいのですが、1 点目は、子どもの居場所に関連して、児童館や学童保育、フリースクールについてでございます。

児童館については、目標 14 万人に対し、決算年度の利用者が 13 万人を超えておりますけれども、行政区ごとの利用者の内訳は中央区が約半数になっています。他の行政区と比べて、5 倍から 10 倍の差がありますが、これは児童館が中央区に 1 館だけしかないからだと考えますと、西や東の利用者と比べても均等が損なわれているのではないかと、かねてより指摘をさせてもらっております。

子どもの居場所や遊び場の大事さから言っても、非常に役割が大きく、また、コロナ以降最高になっていると思いますが、中高生の利用が非常に増えているという意味でも非常に重要な施設だと思っています。

また、放課後児童クラブと民間の学童についても、子どもの居場所としての役割が非常に高まっ

ていますが、放課後児童クラブにつきましては、1人当たりの子どもの面積が必ずしも守られていない施設もありますし、トイレについて、私が昨年試算しましたところ、多いところでは60人以上に1つしか設置されていないといった問題があるほか、そこにおられる指導員も専門知識を持った方が多いですが、ほとんど全員が会計年度任用職員です。非常に専門性が問われる場所でもありますので、その支援が必要ではないかと思っております。加えて、社会福祉法人などが運営する民間学童保育施設への支援は一切ないところに、支援が必要ではないかと思っております。

また、フリースクールについてですけれども、行くことで出席扱いになるところもありますが、そこへの支援もないと。福岡市の不登校児童生徒数が今年度もまた5,000人を超えており、全国的にも過去最高となっている中で、子どもの居場所は本当に必要になってくると思いますので、そこへの具体的な支援が必要ではないかという意見は、改めて述べさせていただきたいと思えます。

2点目ですが。

(委員長)

すみません。今、言及いただいたのは、施策7ですか。

(委員)

施策7と施策8です。

(委員長)

この計画原案に関しての書きぶりや構成について、具体的なご指摘やご意見が施策7、施策8に関してございますでしょうか。

(委員)

具体的には、今指摘させていただいた、例えば児童館を行政区ごと、もしくは歩いていけるところに増やしていくという施策が必要ではないかと思っているところと、放課後児童クラブやフリースクールへの支援を手厚くしなければならないのではないかという指摘ですけれども。

(委員長)

分かりました。また具体的なところがございましたら、教えていただければと思います。

委員、2点目のご意見はお待ちいただいてよろしいですか。どなたか他にございますか。では、マイクをお願いします。

(委員)

46ページの事業目標で、「結婚や妊娠、出産などのライフプランについて考える機会となる講座の実施回数」の現状値が令和5年度の3回に対して、令和11年度の目標値に60回とありますが、60回の積算根拠を教えてくださいましてよろしいでしょうか。

(委員長)

はい、ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

(事務局)

こども健やか課長でございます。令和5年度は、妊娠・出産に関連する講座を不妊・不育専門相談センターで実施しておりますが、プレコンセプションケアについては、今後は若い世代への周知啓発をしっかり行っていきたいと考えており、来年度以降、若い世代への講座等も含め、年40回程度から取り組み、令和11年度には約60回の実施を見込んでおります。以上でございます。

(事務局)

こども政策課長でございます。少し補足をさせていただきます。こども健やか課長が申しましたのは、42ページの「子ども・子育てを応援する機運の醸成」の令和6年度の主な関連事業に書いている「不妊・不育専門相談センターによる講演会」でございまして、センターによる講演会以外の取り組みも含めて、機会を充実していきたいと考え、60回としているとご理解ください。以上でございます。

(委員長)

委員お願いします。

(委員)

こども健やか課長からお話がありましたプレコンセプションケアについて、48ページに記載の現状と課題に、プレコンセプションケア推進事業については、男女ともに早期から自身の健康に関心が持てるよう、更なる普及・啓発を図る必要があることが書かれてあります。様々なデータが前段に示されていますが、福岡市における未婚率は若干低下しているようではございますけれども、全国的にも非常に高く、晩婚化が進んでいて、いざ結婚して落ち着いて子どもを生みたいと思ったときには、すでに妊娠の適齢期を過ぎていくという状態の中、事業目標の60回というのは、あまりにも少なすぎるのではないかと思います。

特に早い段階でやるということであれば、小学校、中学校、高校、大学の数だけで言っても相当な数があり、学級数で数えると更に多くなる。だから、今回の計画で少子化に対して、真剣にしっかり取り組むのであれば、かなり抜本的に目標値を増やした方が良いのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

(委員長)

はい、ありがとうございます。小中高等ともおっしゃられましたので、教育委員会も絡むのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

(事務局)

中学校教育課長でございます。小中学校の段階から性教育は行っておりまして、現在、プレコンセプションケアの考え方を盛り込んだ教育を推進しているところでございます。性教育は、様々な教育活動全体を通して行っているところでございますが、特に道徳や特別活動などで、教員もしくは養護教諭がプレコンセプションケアの視点を取り入れた性に関する指導を行っており、指導にあたっては、令和4年度に教育委員会で作成した、発達段階に応じた性に関する学習動画も活用しているところでございます。

また、助産師や産婦人科の先生等の専門的な知識をお持ちの外部講師を招聘している学校もございまして、今後も小中学校、高校等、早い時期からプレコンセプションケアの考え方を取り入れた性に関する指導に取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。では60回に関していかがでしょうか。どうぞ、委員。

(委員)

中学校などでプレコンセプションケアの理念を取り入れてやっていらっしゃるのことで、事業目標については、プレコンセプションケア事業そのものに対する回数ではなくて、そういった大きな取組みをやっている中での回数として、中学、高校などでの教育を含め、記載していただく方がより良いのではないかと思います。

(委員長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。

(事務局)

こども政策課長でございます。ご意見ありがとうございます。おっしゃるように、事業目標に関しましては、施策をまたいで関連する事業もございまして、それぞれに目標を掲げるのか、もう少し大きな目標を掲げて、両方とも考えられるようにするのかを含めて、検討させていただきます。以上でございます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。よろしいですか。

では、委員、お待たせしました。2点目お願いします。

(委員)

2点目は、貧困対策の推進について、119ページに「生活保護世帯に属する子どもの進学率」や「子育ての悩み等について「相談相手がいない」と答えた収入300万円未満の保護者の割合」、「子ども食堂の中学校区充足率」が書いてありますけれども、貧困対策として、福岡市にはまず実態をつかんでいただきたいと思います。

国の調査において、全国的には生活保護世帯が1割未満、就学援助も半分に満たないという結果が得られおり、申請をしていないために利用できていない世帯が全国的にまだまだ多いことが分かっています。こういった実態調査が市では恐らくまだなされていないので、実態をつかんでいただいて、そしてその中から具体的な支援を計画していくことが必要ではないかと思っております。

また、子ども食堂でいえば、「中学校区の充足率」を目標に掲げられているのですが、非常に少ない補助金で、多くはボランティアに依拠するようなシステムになっておりますので、支援が必要ではないかと思えます。

(委員長)

はい、ありがとうございました。関連して何か。では事務局から。

(事務局)

こども見守り支援課長でございます。子どもの貧困対策につきまして、まずは実態を把握すべきというご意見かと思えます。この点につきましては、令和3年度、平成28年度に子どもの生活状況等調査という調査を行っておりますが、生活状況等に関する調査でございますので、引き続き、ご指摘のあるような他の事業の利用状況や、もしくは、子ども食堂を例に挙げられておりますけれども、真に必要な地域がどこかなど、地域の状況も含めて把握することが望ましいと考えております。今後もそういった点を含めて、実態把握に努めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

(委員長)

はい、ありがとうございました。3点目は少しまたお待ちいただくようにお願いします。では、委員、お願いします。

(委員)

私もそれに関連して、119ページの成果指標のところでお尋ねですけれども、2つ目の成果指標に記載の「収入300万円未満」とは、すべての年間収入を意味しているのか、それとも就労による年間収入のみを意味しているのか、この300万円を算出した根拠についてお聞かせください。

(委員長)

はい、お願いします。

(事務局)

こども見守り支援課長でございます。お尋ねの300万円でございますが、給与やその他の副収入などの基本的な収入をベースにしております。

(委員)

子どもの貧困率に鑑みてということですか。

(事務局)

こども見守り支援課長でございます。国の定義におきまして、貧困率は可処分所得により算出されていると思いますが、そうではなくて、アンケート調査の中で家族全員の年間収入をお聞きして、300万円未満ということ把握したものでございます。以上でございます。

(委員)

「生活保護世帯に属する子どもの進学率」にも関連してきますけども、日本の子どもの貧困は、ひとり親家庭の貧困率がかなり高いということが問題視されていますので、生活保護世帯に属する子どもの進学率だけを成果指標に入れるということだけでは少し弱いのではないかとということと、また、ひとり親家庭の貧困率も父子と母子でかなり収入格差がありますので、どのように捉えられての300万だったのかと思い、お尋ねしたところです。

国の調査でも子どものいる世帯年間所得は800万円を超えているような時代ですし、父子でも年間収入だと大体500万円ぐらいが平均と言われておりますので、もう少し高いベースを対象として含めても良いのではと思いましたが、ひとり親家庭の子どもの進学率など、ひとり親家庭に関する指標を入れられてはどうかと個人的には思います。

(委員長)

はい、ありがとうございました。ご参考にしていただければと思います。委員お願いします。

(委員)

いろいろな施策をされていて、令和5年度の進捗はおおむね順調ということで、福岡市の子どもに対する対策が十分になされてきていると思えました。

施策8についてお尋ねとご意見です。まず1点目は、いじめの認知件数ですけれども、10月に発表された文部科学省の調査結果でも全国的に増えており、文部科学省の見解としては、先生方の認知が進んできているからということでした。肯定的に捉えればそうだと思いますが、一方で、小中高生の子どもの自殺が令和4年、令和5年ともに500人を超えていますので、いじめ防止対策推進法で定義されている重大事態がどれだけ減っているのか、どう対応しているのかが大事なことだと思います。いじめの認知件数は増えていくでしょうから、重大事態がどれだけ防げたかがとても重要だと思っていますので、指標に重大事態事案件数を入れてはどうかと思っています。

2点目は、SNS、インターネットでのいじめも発生しているということなので、オーストラリアで16歳未満のSNS利用が禁止されましたが、LINEやブログ、インスタグラムなどでのいじめが非常に多くなっていますので、ネット、SNS等のいじめの発生件数と、情報リテラシーやいじめ防止をどうしたかということも入れていただけたらと思います。以上です。

(委員長)

はい、わかりました。ありがとうございます。その他ございますでしょうか。では、委員。

(委員)

まず、基本的視点の筆頭に子どもの権利の尊重が、施策の1番目に子どもの権利の尊重と意見表明支援を掲げられたことを大いに歓迎したいと思います。その上で、資料1の36ページからの施策1について、何点かご意見をお伝えしたいと思います。4点ほどあるので、途中で区切っていただきながら、進めていただければと思います。

まず1点目です。主な取り組みとして、38ページに、「子どもの権利の尊重にかかる理解促進や普及・啓発」と「子どもアドボカシーの推進」が掲げられています。このうち1番目の理解促進、普及・啓発については、これまで行われていなかったわけではないはずですが、子どもの権利条約を知っている子どもは3割程度にとどまっているという状況です。原因は、量的にまだまだ機会が少ないこともあると思いますけれども、子どもたちへの伝え方といった質の部分が十分に意識されてこなかったことが大きいのではないかと考えています。

これまで学校など、いろいろな場所で人権教育として扱われてきたのは、同和問題や障がい者差別の問題、あるいは最近だとLGBTQなどが多く、こうした課題を子どもたちが学ぶこと自体は極めて重要だと思いますけれども、子どもの権利条約の位置付けで考えると、37ページに掲げられている4つの原則の中で言えば、2条の差別の禁止の話に大部分がとどまっているという現状だと思います。差別の禁止は非常に大事ですが、そこからスタートして子どもの権利を学ぼうとすると、どうしても他者を尊重しましょうとか、他人に配慮しましょうという話に落ち着きがちで、本質的に理解してほしい、子どもが権利の主体だという話が薄れやすいと普段子どもの権利を扱っていて思っています。そう考えると、一般原則と呼ばれている、この4つの原則の中では、3条の最善の利益や12条の子どもの意見表明権を中心に扱う必要があると思います。

私も含め、今の大人たちは、恐らく人権教育として差別の禁止を教わってきたと思いますので、子どもの権利を伝えると考えたとき、計画には、「子どもたちが自ら有する権利について学ぶ機会を充実します」と書かれているわけですが、自ら有する権利ということが、この一文だけできちんと伝わるかどうかすごく懸念をしています。実際に進めるにあたっては、差別の問題ももちろん大事なものとして扱いつつ、最善の利益、あるいは意見表明権という、子どもが権利の主体ということを伝えていく、その中身を大事にすることを意識して施策を進めてほしいと思います。以上が1点目です。

(委員長)

はい、ありがとうございます。では少し区切らせていただいて、37ページに4つのアイコンが並んでますけど、確かに、教育現場も含めて、2条から始めて、そういう思考になっているかと思いますが、3条や12条から始めるような方向性は、なるほどと思いました。ありがとうございます。関連したご意見があれば、ご発言お願いしたいと思います。

無いようであれば、待っていただいている委員3点目をお願いします。

(委員)

3点目については、59ページになりますが、施策4「幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応」について、こども誰でも通園制度に対する意見です。この制度が0歳から2歳の子どもを対象に保育の要件がなくても預かれるとのことで、非常に意義があつて大事なものだとは思いますが、本来は保育要件が必要なところで子どもの生活と発達を保障する分野に、預かりという別の分野が定員割れを理由に入ってくることに對して、非常に懸念があります。特に死亡率の高い0歳から2歳の時期に、一時的な子どもたちが短期間に預かれると。

その在り方についても、先生の時給が1,100円ぐらいで、補助金は支払われますが、果たしてそれできちんと保育士が雇えたり、環境整備ができるのかという問題もありますし、そもそも国が保育を直接契約の流れに持っていこうとしているところがありますので、子どもたちの発達や命を守るうえでは、自治体の関わりが欠かせないと思っていますし、専門家からは保育の本質を変えてしまうのではないかという指摘もありますので、そういうものを拡大していくことについては非常に懸念があると思いますので、指摘をさせていただきます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。委員お願いします。

(委員)

丁寧にまとめていただきまして、大変勉強になりました。ありがとうございます。こども誰でも通園制度についてですけれども、現場へのヒアリングもしていただいているかと思いますが、実際にどんな声が上がっているか聞かせていただけますでしょうか。

(委員長)

具体的な声を把握しているところがあれば、事務局なり、よろしければ委員でもよろしいので、いかがでしょうか。

(事務局)

事業調整課長でございます。こども誰でも通園制度を担当しております。保育現場や幼稚園など、多様な事業所に参加いただいているところでございます。事業の開始前は、どうして働いていない家庭の子どもまで預からなければならないのかという声も一部あつたことは事実でございます。ただ、より支援が必要な子どもを多く預かっている事業でございますので、事業を始める中で、保育士の意見として、発達の遅れが顕著であるとか、食生活に問題があるとか、そのような問題に直面するにつれて、家庭養育への支援の必要性を非常に深く感じるようになったというような意見を多くいただいていることでございます。

また、現在、事業を行っている保育士からは、より支援が必要な子を多く預かりたいという意見をいただいているところでございます。保育士の現場環境が不十分だから支援をしないということではなく、支援をするためにどうすれば良いかという視点で、今後、事業の充実を図る必要がある

と考えているところでございます。以上でございます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。委員、よろしいでしょうか。

(委員)

はい、特別な配慮についてもたくさん記載していただいていますけれども、特別支援保育にかかる専門家の育成も非常に大事になってくると思いましたので、そういったところも成果指標に入ってくるようであれば、ありがたいと思います。ありがとうございました。

(委員長)

はい、ありがとうございます。では委員、2点目お願いします。

(委員)

先ほどと同じ施策1に関する意見になります。資料1の38ページに主な取組みとして掲げられている「子どもアドボカシーの推進」についてご意見申し上げたいと思います。

子どもアドボカシーという言葉聞き慣れない委員もいらっしゃるかと思いますけれども、普及・啓発で子どもの権利を伝えて、実際に子どもが権利を使いこなせないという意味がないということで、使いこなすための支援をするというのが子どもアドボカシーということになっております。ただ、ここに書いてある内容を見ると、主に対象は社会的養護を受けている子どもたち、つまり親元を離れて施設や里親家庭などで暮らしている子どもたちに限られているのが実情です。福岡市で社会的養護を受けている子どもは、多く見積もっても300人から400人ぐらいですので、子ども全体の数からすると、ごくごく一部に限られます。

子どもアドボカシーとは、子どもの意見表明権を実質的に保障する取組みですので、その対象は、社会的養護を受けている子どもに留まるものではありません。例えば、親元で生活をして地域の学校に健康的に通っている子どもでも言えないことはどうしても一定ありますし、学校に行けていない子どもや、地域の居場所を利用している子ども、病気のために長期入院を余儀なくされている子どもなど、様々な環境で言いたいことがあっても伝えられない子どもは、一定数いらっしゃいます。子どもの権利条約としては、そういったあらゆる子どもに対して、子どもアドボカシーは本来保障されるべきものという考え方になっていますので、もう少し対象を幅広く推進していくということが謳われれば良いと思っております。以上です。

(委員長)

はい、ありがとうございました。今まででご発言いただいていない委員の方で、よろしいですか。では、委員、お願いします。

(委員)

施策12「子どもの貧困対策の推進」に、子ども食堂が関連事業として掲載されていますが、子ども食堂を利用したいけれども、貧乏と思われるから行っちゃだめみたいなことを聞いたことがありますので、第5次計画では、貧困対策として取り組まれていたと思いますけれども、子どもの居場所づくりということで施策7に動かしても良いのではないのかと思いました。

大人も来て良いんだというテレビCMも流れていますので、居場所づくりとして考えれば、子ども食堂は施策7の方が利用しやすくなると感じました。国が子どもの貧困対策としているのなら、こういうことになるのかとは思いますが、市としての見解があれば教えていただきたいと思います。

(委員長)

はい、ありがとうございます。お願いします。

(事務局)

こども見守り支援課長でございます。子ども食堂については、施策12に掲載してございますが、80ページの施策7「子ども・若者が安心して過ごせる場づくり」へも再掲させていただいております。子ども食堂は従来貧困対策という大きなイメージがございましたが、近年は地域の居場所づくりといった観点もあり、現計画でも施策6に再掲するような形をとっております。本当に支援が必要な子どもをどう支援につなげるかという部分は課題としては残っておりますが、先程おっしゃられたレッテル貼りにならないように、広く皆さんに利用していただける形から、なるべく来やすい環境をつくって、支援につなげていきたいということで、2か所に書かせていただいております。以上でございます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。では、委員お願いします。

(委員)

ありがとうございます。私も子どもの権利条約について冒頭にしっかりと位置付けていただいていることは、本当にありがたいと思っていますし、権利条約が批准されてもう30年経っていて、認知の実態に少し愕然としている部分もありますけれども、ぜひ教育委員会には、具体的に学校現場でできるような方策もお願いしておきたいと思います。

98ページの施策10「児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実」について、実は視察に行ったため火がついている状況ではありますが、「里親や児童養護施設等から措置解除となる子ども・若者の自立支援の充実」は本当に大事なことだと思っていて、私は十分に読み込めてないのかもしれませんが、具体的にどんな取組みをしていくかの部分には触れられてないようにお見受けしましたので、ご見解があればお聞きしたいと思います。

(委員長)

はい、ありがとうございます。施策の方向性に書かれていることについて、そこにぶら下がって

いる事業等についてお願いします。

(事務局)

こども家庭課長でございます。104 ページに「自立支援の充実」ということで記載をさせていただいております。福岡市ではまだ施策の方向性に書いております内容は、実施をしていないところでございます。今後、第6次計画の中でどのような形で実施していくかを検討していきたいと考えております。以上でございます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。何かありますか。

(委員)

はい、よろしく申し上げます。それともう1点は意見になりますけれども、先ほどのひとり親家庭の問題と貧困の問題について、子どもの貧困はいわゆる親の貧困で、とりわけやはりシングルマザーの家庭にそれが顕著に現れているということですのでけれども、106 ページに「母子家庭の就業率は向上しており、最も多い就労形態は正社員となっておりますが、依然として厳しい経済状況にあり」という記載がありますけれども、貧困を解決するために私たちが目指す究極のところは正規就労だけれども、シングルマザーの家庭において、経済的な問題がなかなか解決に至っていないのは、正規であっても、男女の賃金格差の問題が背景にあると思います。

今回、この計画として直結する部分ではないですけれども、こういう部分も私たちはしっかりと現実を踏まえながら施策をつくっていかないといけない。正規になっても、シングルマザーの家庭は貧困からなかなか脱却できないから、福岡市としてどういう施策をしていくかまで求めていく必要があるのではないかと。今回は家計支援などの部分になってくるかと思いますがけれども、そのあたりまで追求していかないと、シングルマザーの貧困の問題は、なかなか克服できないのではないかと思っているのです、ご意見として申し上げたいと思います。

(委員長)

はい、ありがとうございます。委員、2点目お待たせしました。

(委員)

ありがとうございます。こども未来戦略の基本理念では、「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」と掲げられています。そうなりますと、施策4と施策6に関わると思っているのですが、今、国の大きな政策の1つに挙げられている、幼児期から学童期への接続の部分です。恐らく専門委員会に出させていただくたびに発言させていただいているかと思いますが、今回、その記載が見当たらず、読み落としであれば教えていただければと思うんですけれども、きっと福岡市でも、例えば、研修機会を持つなど、すでにいろいろなことがなされていると理解しております。

どうしてここが大事かと言いますと、就学をした後の子どもたちの発達への支援を考えたときに、

義務教育との溝が非常に大きく、保護者もすごく不安に感じているという研究結果等も出ておりますし、子どもたちの発達にいかにつなげるかが非常に大きな柱となっています。そういったことを考えたときに、福岡市でも、既になさっていただいている事業があるのであれば、施策4と施策6をつなぐ内容として、幼児期から学童期の接続に関して付記をして、きちんと子どもを切れ目なく支えているというメッセージを流していただくと良いのではないかと思いますので、意見として述べさせていただきます。市でご見解があればお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(委員長)

はい、ありがとうございます。何か架け橋的なことについて、どうぞ。

(事務局)

学校企画課長でございます。委員がおっしゃることは非常に大事なことであり、私たちも認識しております。就学前から小学校への接続、子どもたちや家庭の状況などをいろいろな学びの観点から小学校にどうつなぐか、連携をしているところでございます。保幼小中連携協議会というものを持ち上げて、保育協会や幼稚園連盟の皆様もお集まりいただいて、定期的に話し合いをさせてもらうなど、連携をとらせてもらっているところでございます。

今後も、しっかりと連携しながら、子どもたちがうまく義務教育につながっていくような環境整備等を行っていきたいと考えてございます。以上でございます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。よろしいですか。

(委員)

ありがとうございます。取組みがあれば、市民に向けて発信していただくことも大事かと思しますので、取組みの内容を書いていただくようご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございます。では、ご発言いただいている委員方で。委員いかがでしょうか。

(委員)

私は48ページからの施策3「妊娠前からの支援と親子の心と体の健康づくり」について、先ほど委員もおっしゃってありました、「切れ目なく支援」という言葉がこちらにも出てきております。そんな中で、赤ちゃんを出産して、出産後、その子どもに対しては経済的支援など、本当に様々な支援が手厚くされていくように思いますが、少子化になっている原因としては、お母さんたちへの支援が、少し置いていかれているからではないかと感じています。

お母さんたちを支援するということは、虐待防止にも大きな効果がありますし、令和元年度から比べると令和5年度の産後ケア事業の利用人数もかなり増えていますので、お母さんを置いてきぼりにしない、孤立感を与えないようなところで、第2子、第3子と子どもを生み続けられるような子育ての切れ目ない支援をどのようにお考えなのかと思い、質問させていただきました。お願いします。

(委員長)

はい、第2子、第3子まで見据えた切れ目ない支援の方策が妊娠期や子育て期にあるか、お願いします。

(事務局) 長

こども健やか課長です。切れ目ない支援ということで、子どもに対する支援とあわせて、母親に対する支援も行っております。まず、妊娠届出時に妊婦全員に対して、保健師が面談をいたしますし、出産後も2週間目と4週間目に産婦健診を実施しており、その際には、EPDSというエジンバラ産後うつ病質問票で聞き取りし、育児不安等がある場合は、支援をしております。その後は、母子保健訪問や4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診などにおいて、子どもの状況とあわせて保護者の方の様子を見て、育児に対する不安などを聴き取りしっかりフォローしているところでございます。以上でございます。

(委員長)

どうぞ。

(事務局)

こども政策課長でございます。少し補足をさせていただきますと、48ページの第5次計画における主な取組みに書いておりますけれども、第5次計画期間中にも、産前・産後サポート事業の利用者負担を大幅に軽減し、利用していただきやすくするとともに、0から2歳の子育て家庭を見守りながら定期的におむつなどを届けるおむつと安心定期便を実施しております。第6次計画における主な取組みにつきましても、50ページに「産前・産後の支援」に記載しております。産婦の心身のケアや育児のサポートのほか、育児不安が高まりやすい産後早期の支援の充実についても、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

(委員長)

はい、ありがとうございました。では、委員お願いします。

(委員)

委員のご指摘と重なりますけれども、これまでも子どもの権利やウェルビーイングなどのキーワードについて発言をしてきましたが、施策3と施策10で考えたときに、施策3で「切れ目のない」

とありますけれども、子どもの福祉を考えたときに、「メンタルケア」や「メンタルの面も支える」というような言葉があまり見受けられなくて、もう少しそこが見える化されても良いと感じました。また、妊娠期から子育て環境を整えていくということで、関連データでも父親の育児との関わりなど記載がありますけれども、これからの少子化社会の中では、父親、母親、親になる人、養育者などを広く支えることを強調して、1人でやる子育てではなく、いろいろな人が子育てに関わる養育者であるというメッセージが加わると良いと思いました。プレコンセプションケアなどの言葉も取り入れておられるので、「メンタルヘルス」などのキーワードが施策3に、それが施策10の虐待防止ともつながっていることも含めて見えるような記載が加わると良いと思いました。

また、健診でEPDSなどの心の健康に関するチェックリストを使うことに、親によっては様々な抵抗や不安があると伺いますので、市の取組みとして、すべての母親にユニバーサルスクリーニングを実施していることが、計画でも分かるようにしていくと、メンタルサポートを受けにくい方々へアウトリーチしやすい環境づくりという意味でも良いと思いました。

施策10を見ましても、要支援家庭のことがかなり書いてあり、取組みとしてはもう少し踏み込んで実施されていると思いますが、「アウトリーチ型支援・在宅支援等の充実」については、いろいろな取組みが列挙されていて、どこが提供しているのか、ペアレントトレーニングを実施している主体はこども家庭センターと理解して良いのかなど、少しこのあたりの記載が分かりづらいと思いました。以上です。

(委員長)

メンタルヘルスに関することの記載等のご提案とアウトリーチ型支援などをどこが主体となって行っているかですね。

(委員)

そうです。あと、切れ目ない支援は、どういう機関がどのように連携していくのかというところが少し分かりづらいと感じましたので、意見として申し上げました。

(委員長)

はい、ありがとうございます。はい、承りました。ご意見ありがとうございます。

では、委員3点目お願いします。

(委員)

何度も発言の機会いただいてありがとうございます。3点目です。

これも施策1に関連することです。子ども参加の視点について、お話ができればと思います。子どもの権利条約では、先ほどもお話したように、子どもは大人から守られるだけではなくて、権利の主体だということを基本としています。

今、この場で議論している子ども施策についても、大人から一方的に与えられるものではなくて、子どもが主体的に関わって、意見表明をして、つくっていくことが必要とされると思います。今回

の計画策定にあたり、子ども・子育てに関するニーズ調査やワークショップ、関係団体へのヒアリングが実施されています。その点に関しては、大きな一歩ではあると思いますけれども、ご参加されている子どもの人数や幅を見ると、まだかなり限定的な取組みに留まっているかと思っています。恐らく、私はこの審議会の委員の中では若い方だと思いますけれども、40代ですし、専門委員会も含め、少なくとも子ども・若者はいない状況だと思います。委員としての子ども・若者の参加さえあれば良いというわけではないですけれども、あらゆる段階で子どもの参加が必要ということは常に意識しておく必要があると思います。計画にこの話を書き込むのであれば、施策1のどこかになると思いますけれども、明記はしないにしても、子どもたちの話をきちんと聞かないで良いのかという問題意識や、どこかに若者が参加できないか、どこにそういう人材がいるのかななどを絶えず意識しておかないと、なかなか実現していかない部分ですので、今後の計画策定や施策の実施にあたって、ぜひ検討していただきたいと思います。以上です。

(委員長)

はい、ありがとうございます。委員の先生方にも子どもや親子に最先端で接しておられる方がいらっしゃると思いますので、ぜひ声を汲み上げていただいて、ご紹介いただければと思います。今後ともよろしく願います。

では、今までご発言されていない委員をお願いします。

(委員)

皆様いつもお世話になっております。私からは、42ページの「仕事と子育ての両立に向けた環境づくり」について、発言をさせていただきたいと思います。これに関しては、企業側の責任でやるべきことが多く、市からは側面支援ということでは難しいですが、現在、企業において、育児休業は女性だけでなく、男性の取得を推進しておりますので、「育児休業を取得しやすい環境の整備」というところに、ぜひ男性の育児休業という視点も加えていただければ非常にありがたいと思っております。

また、個人的な疑問で恐縮ですが、22ページの政令市政都市の合計特殊出生率のデータについて、福岡市が16位ということを知りましたが、こんなに若者が多いのに少し意外だったので、市として要因の分析がありましたら、教えていただければと思います。以上です。

(委員長)

はい、ありがとうございます。では、お願いします。

(事務局)

こども政策課長でございます。24ページに若者率のデータを掲載しておりますけれども、若者率で見ますと、福岡市は政令指定都市の中で1位となっております。福岡市の人口動態としては、10代後半から20代前半の若者の流入が多いという特性がございます。若者が多くなり、結果として15歳から49歳までの女性の出生数である合計特殊出生率が下がって見える要素もあると考え

ております。

また、合計特殊出生率を福岡都市圏全体で見ますと、本市以外の全自治体で全国平均を上回っておりますので、ライフスタイルが多様化し、生活圏が拡大して少し広域から通勤されるような状況も踏まえると、広域的な視点で見ること重要と認識しているところでございます。以上でございます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。よろしいですか。

では、委員、4点目お願いします。

(委員)

ありがとうございます。4点目も施策1に関するご意見となっております。子どもが権利侵害を現実に受けた場合の相談対応や救済の仕組みへの言及がされていないことについて、お話をしたいと思います。

理解促進や普及・啓発、あるいは意見表明がアドボカシーの推進ということで進んでいくだけで、必ずしも子どもの権利が保障されるわけではなくて、子どもの権利が現に何らかの形で侵害された場合に、誰かが相談を受けたり、救済をしたりする仕組みがどこかで必ず必要になってきます。多くの自治体では子どもの権利条例を制定して、オンブズパーソンを設置するなどの仕組みを整えています。福岡市ではまだ権利条例がない中で、具体的な施策を位置付けづらいことは理解していますけれども、相談・救済の仕組みは必ずしも条例があることとイコールではありませんので、子どもの権利に関する包括的な仕組みについて、ぜひ位置付けてほしいと思っています。以上です。

(委員長)

はい、ありがとうございました。では委員お願いします。

(委員)

「子ども総合計画」という名称は少し固い言葉なので、計画が策定されたことを子どもたち自身や若いご家庭、若者、そしてご年配の方へ伝えられるキャッチフレーズではないですが、目標になるような言葉がないかと思って、資料1を見ていたところですけど、「子どもに優しい都市福岡の実現を目指し」といった言葉があったと思います。また、第5次計画では、「すべての子どもが夢を描けるまちをめざして」という言葉があったと思います。

目指すところや理想を表せるものがないと、計画ができたことを子どもたちに伝えても、何のことだろうみたいな結果になるので、みんなが共感できて、それを目指す言葉と言いますか、福岡市はこれをしたというような言葉が何かあると、今後これを広めていくときに広めやすいのではないかと思いますので、よろしくご検討いただければと思います。

(委員長)

はい、貴重な意見ありがとうございます。

関連してですが、子ども・若者向けも作成されるということでしたでしょうか。

(事務局)

こども政策課長でございます。年末から1月にかけて行うパブリック・コメントの段階で子ども向けの概要版を作成し、内容をすごく噛み砕いて、子どもたち自身に手に取っていただきやすいような形でやっていきたいと思っていますし、計画ができた後も子ども向けの概要版は作成したいと考えております。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。あと5分弱ぐらいでリミットですが、いかがでしょうか。ご発言いただいている委員の方、よろしいですか。はい、ありがとうございます。では、様々な意見を賜りまして、ありがとうございます。ここで言えなかったことなどがございましたら、今言っていたらとありがたいですけど、事務局にお寄せいただければ、委員長、副委員長と協議して対応させていただきます。以上でございます。

では、第6次福岡市子ども総合計画の原案についての本日の審議は以上とさせていただきます。最後に私の方からお諮りしたいこととさせていただきます。当審議会としましては、今後、第6次福岡市子ども総合計画についての市からの諮問に対する答申をまとめる必要がございます。答申はできるだけ総合的な見地から福岡市の子ども施策に関する今後の方向性を示すものとなるよう取りまとめていく必要があると考えております。これまでの審議や本日の審議を通じて皆様からいただきましたご意見に加え、これから実施されるパブリック・コメントで出していただきました市民のご意見を総合的に踏まえ、私と副委員長で答申案を作成し、次回の総会で皆様にご審議いただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

はい、ありがとうございます。ではその方向で進めます。

では、続きまして、議題(3)について、事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

こども政策課長でございます。お手元の資料3をお願いいたします。

教育・保育施設等認可・確認専門部会の委員の指名についてのご提案でございます。この度、同専門部会の委員1名が辞任されまして、新たに委員を指名する必要がございますので、福岡市子ども・子育て審議会条例施行規則第4条第2項に基づき、審議会にお諮りをさせていただきます。

事務局からのご提案といたしまして、公益社団法人福岡県栄養士会会長でいらっしゃいます、渡邊啓子様にご就任をいただきたいと考えております。なお、専門部会の開催状況につきましては、お手元の資料4に記載をしておりますので、併せてご参照ください。説明は以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。資料3の委員の指名についてご提案がございましたけど、皆様方から何かご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

はい、ありがとうございました。

それでは、これで本日の審議を終了させていただきたいと思います。副委員長よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。皆様、円滑な進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。では、事務局にマイクをお返しいたします。よろしくお願いいたします。

閉会

(事務局)

はい、委員長、副委員長、並びに委員の皆様、様々なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。

それでは最後に事務連絡でございます。本日の会議内容につきましては、会議録を作成し公表することとなっております。後日、会議録の内容を事前にご確認いただくため、事務局よりメールでお送りしますので、よろしくお願いいたします。

また、第6次子ども総合計画に対する答申案などについてご審議いただく第3回こども・子育て審議会を来年2月に開催させていただく予定です。こちらにつきましても、後日、日程調整のご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に、本日の審議会の報酬及び旅費をお支払いさせていただくにあたりまして、ご持参いただいている書類の提出がお済みでない方がいらっしゃいましたら、お帰りの際に受付にご提出いただきますようお願いいたします。なお、本日お配りいたしました資料につきましては、ご不要でしたら置いたままお帰りいただいて差し支えございません。

それではこれもちまして、令和6年度第2回福岡市こども・子育て審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

閉 会